

令和7年度 第2回 品川区子ども・子育て会議 次 第

日時：令和8年2月5日（木）14時～

場所：品川区役所 災害対策本部室

1 開 会

2 今後のこども家庭政策の方向性と課題 ～包括的な子ども・子育て支援へ～

3 審議事項

(1) 特定教育・保育施設等の利用定員の設定等に係る意見聴取について

1. 新規開設
2. 設置者の変更（公私連携型保育所への移行を含む）
3. 乳児等通園支援事業

4 報告事項

- (1) 私立保育園の廃止について
- (2) 品川区こども会議について

5 その他

6 閉会

(配付資料)

- 【資料 1】 今後のこども家庭政策の方向性と課題
- 【資料 2】 特定教育・保育施設の利用定員の設定について
- 【資料 3】 三ツ木保育園の公私連携型保育所への移行について
- 【資料 4】 品川区乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について
- 【資料 5】 品川区乳児等通園支援事業の利用定員に関する意見聴取について
- 【資料 6】 品川区乳児等通園支援事業に係る子ども・子育て支援事業計画の代用計画策定に関する意見聴取について
- 【資料 7】 私立保育園の廃止について（報告）
- 【資料 8】 品川区こども会議について

- 【参考 1】 席次表

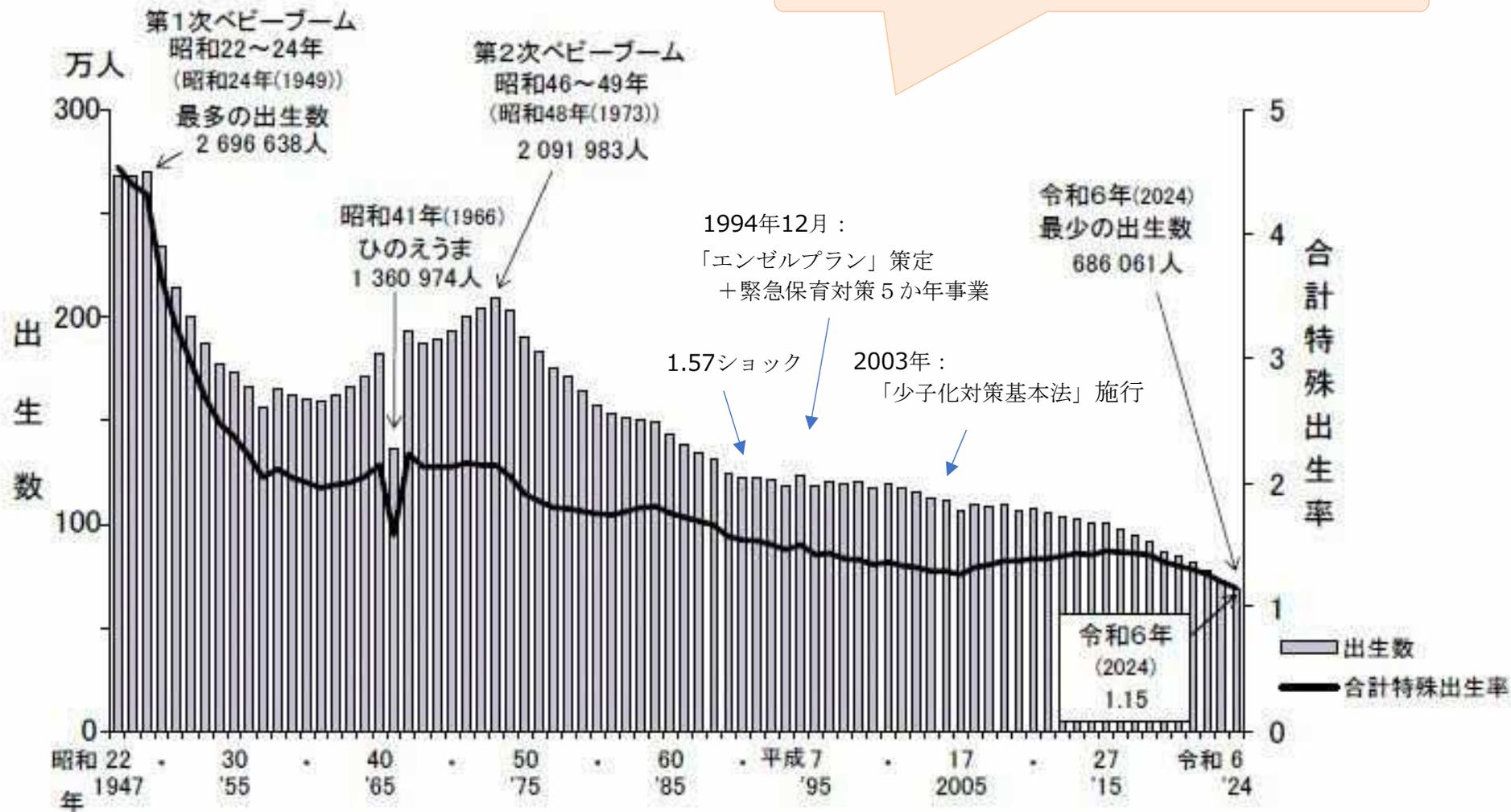
今後のこども家庭政策の方向性と課題 ～包括的な子ども・子育て支援へ～

2026年2月5日

吉田 正幸
(保育システム研究所代表)

図1 出生数及び合計特殊出生率の年次推移

成果を出せなかった少子化対策 ⇒ 次のステップは？



幻の第3次? (H7~25頃)

【少子化対策における“保育”の役割】

〔少子化対策の失敗？〕
ボトルネックは労働・雇用政策
保育政策とのミスマッチも

* 少子化に影響を及ぼす要因

- ・若者（女性）人口の減少 ← 第2次ベビーブーム以降の少子化
- ・非婚化・未婚化の進行 ← 非正規雇用の増加、出会いの機会・場の減少
- ・晩婚化・晩産化の進行 ← 女性の高学歴化、女性の経済力の向上、結婚観・家庭観の変化
- ・夫婦出生力の低下 → 教育費等の経済的負担、育児の不安や負担、子育ての孤立化

* 問われる総合的な少子化対策

- ・ 求められる2つの少子化対策 ⇒ 量（支え手の数を増やすこと）と質（支え手の力をつけること）
- ・ 量：労働政策や雇用政策の問題 ⇒ 未婚化・非婚化の抑制 Ex. 正規化の促進、同一労働・同一賃金
- ・ 質：“保育”が貢献できるもの ⇒ 健やかな子どもの育成、子育て家庭への支援（両立支援・親育ち支援）
子ども環境の機能の再生・回復、子育てに夢を持てる環境の醸成

* 教育・保育・地域子育て支援の包括的な展開（“保育”の拡充*）

- ・ 問われる“保育”の質 ⇒ 良質な保育＋家庭・地域社会への総合的アプローチ
- ・ 未就園児家庭への対応 ⇒ 非就業者・非正規者などへの重層的な支援
- ・ 福祉・教育・医療・雇用・まちづくり等との包括的地域共生社会

保育は何に貢献できるのか？
⇒ 子どもの健やかな育ち
家庭機能の回復
コミュニティの再生

* ここで言う“保育”は、養護と教育が一体となった保育、幼児教育、子育て支援を包含したものを指す

こども基本法の概要

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、**こども大綱の策定**
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

- 施行期日：令和5年4月1日
検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

こども基本法、こども大綱、自治体こども計画、こども未来戦略（加速化プラン）の関係性について

こども基本法（令和4年6月成立、令和5年4月施行）

全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法。

第9条でこども大綱について、第10条で自治体こども計画について規定。



子ども・子育て支援法

（平成27年4月1日施行）

- ・地方版事業計画の策定
- ・地方版子ども・子育て会議の活用

努力義務

こども大綱（令和5年12月閣議決定）

こども基本法に基づき、**政府全体の幅広いこども政策全体について今後5年程度の基本的な方針・重要事項等**を定めるもの。

勘案

具体化

こども未来戦略（令和5年12月閣議決定）

2030年代に入るまでを、少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスととらえ、次元の異なる少子化対策の実現に向けて、
 ・若い世代の所得を増やす、
 ・社会全体の構造・意識を変える、
 ・全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援することを基本理念とし、
こども・子育て政策を抜本的に強化するために取りまとめ。

こども・子育て支援加速化プラン （3.6兆円規模）

令和6～8年度の3年間を集中取組期間とし、上記についての具体的な取組を実施。2028年度までに完了。

盛り込み

自治体こども計画

こども大綱を勘案し、各自治体において策定。

- ・各法令等に基づくこどもに関する計画等を一体のものとして作成することができる
- ・こども施策に全体として横串を刺すこと、住民にとって分かりやすいものとする 等を期待

※市町村は国の大綱とともに都道府県こども計画を勘案。

こどもまんなか実行計画 （こども政策推進会議決定）

こども大綱に基づき具体的に取り組む施策をとりまとめるもの。毎年改定。

こどもまんなか実行計画2024は令和6年5月に決定。

【こども大綱及び地方版こども計画について】

〈こども大綱：第9条関係〉

- 政府は、こども施策を総合的に推進するため、「こども大綱」を定めなければならない。
- こども大綱が定める事項
 - ・ こども施策に関する基本的な方針や重要事項、こども施策を推進するために必要な事項
- こども大綱に含まれる事項
 - ・ 少子化社会対策基本法に規定する総合的、長期的な少子化に対処するための施策（少子化社会対策大綱）
 - ・ 子ども・若者育成支援推進法に掲げる事項（子供・若者育成支援推進大綱）
 - ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律に掲げる事項（子どもの貧困対策に関する大綱）
- こども大綱に定める施策については、具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

〈地方版こども計画：第10条関係〉

- 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（「都道府県こども計画」）を定めるよう努めるものとする。
- 市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（「市町村こども計画」）を定めるよう努めるものとする。
- 都道府県・市町村こども計画を定め、または変更したときは、これを公表しなければならない。
- 都道府県・市町村こども計画は、都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する都道府県計画などと一体のものとして作成することができる。

「こども」の範囲について

こども大綱では、こどもは、概ね 30 歳未満※とされています。

※「施策によってはポスト青年期の者も対象とする。」との表記あり。

一般的には、こども大綱で示されたこどもの範囲について準用することが多い。

「こども」の表記について

子ども・子育て支援法は、第6条で「子ども」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」と定義し、「小学校就学前子ども」を「子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者」と年齢で規定している。

こども基本法は、第2条で「この法律において『こども』とは、心身の発達の過程にある者をいう」と規定し、年齢ではなく心身の発達に着目した定義を行っている。

なお、文部科学省は2013年、“こども”の表記についての内規が存在しないことを確認した上で協議した結果、「子供」表記は差別表現ではないとの判断が示され、同年6月下旬から公用文に用いられる表記を「子供」に統一した

子ども・子育て支援法に関する事業の概要（令和7年度）

市町村主体

国主体

子どものための教育・ 保育給付

認定こども園・幼稚園・保育所
小規模保育等に係る共通の財政支援

施設型給付費

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※ 私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付

施設型給付を受けない幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に係る支援

施設等利用費

施設型給付を受けない
幼稚園

特別支援学校

預かり保育事業

認可外保育施設等

- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

※ 認定こども園（国立・公立大学法人立）も対象

地域子ども・子育て支援事業

地域の実情に応じた
子育て支援

- ①利用者支援事業（事業追加）
 - ②延長保育事業
 - ③実費徴収に係る補足給付を行う事業
 - ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業
 - ⑤放課後児童健全育成事業
 - ⑥子育て短期支援事業
 - ⑦乳児家庭全戸訪問事業
 - ⑧・養育支援訪問事業
 - ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
 - ・子育て世帯訪問支援事業
 - ・児童育成支援拠点事業
 - ・親子関係形成支援事業
 - ⑨地域子育て支援拠点事業
 - ⑩一時預かり事業
 - ⑪病児保育事業
 - ⑫子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
 - ⑬妊婦健診
 - ⑭産後ケア事業
 - ⑮乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- ※令和7年度限り

仕事・子育て両立支援事業

仕事と子育ての両立支援

- ①企業主導型保育事業
- ②企業主導型ベビーシッター利用者支援事業
- ③中小企業子ども・子育て支援環境整備事業

現物給付

現金給付

児童手当等交付金

（児童手当法に基づく児童手当等の給付）

- | | | | | |
|-----------|-------|------|-------|------|
| ・3歳未満 | 第1、2子 | 15千円 | 第3子以降 | 30千円 |
| ・3歳～高校生年代 | 第1、2子 | 10千円 | 第3子以降 | 30千円 |

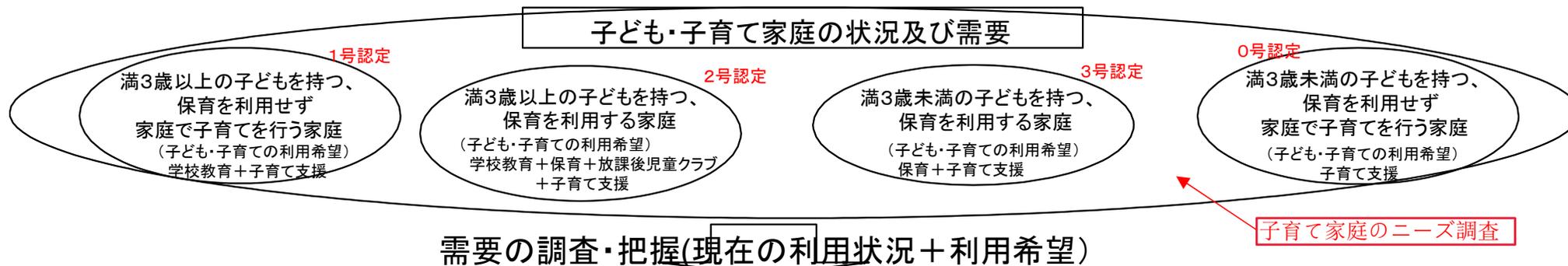
妊婦支援給付費

（子ども・子育て支援法に基づく妊婦への給付）

- | | |
|------------|-------------|
| ・妊婦への支給認定時 | 50千円 |
| ・こどもの人数届出時 | 50千円×こどもの人数 |

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、**5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画**。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)



市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、
「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※

* 私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者

= 地域型保育給付
の対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり事業
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業
・病児保育事業

放課後
児童クラブ

※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

地域型保育事業について

○ 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。

◇小規模保育（利用定員6人以上19人以下）

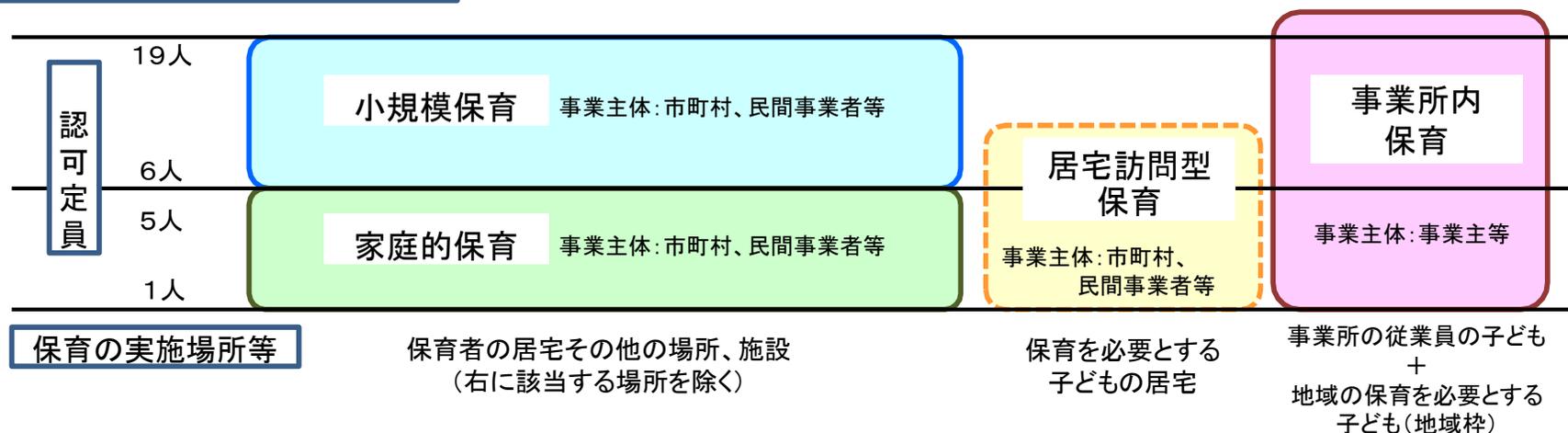
◇家庭的保育（利用定員5人以下）

◇居宅訪問型保育

◇事業所内保育（主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）

○「子ども・子育て新システムに関する基本制度」（平成24年3月2日少子化社会対策会議決定）においても、待機児童が都市部に集中し、また待機児童の大半が満3歳未満の子どもであることを踏まえ、保育所や認定こども園に加え、こうした多様な保育事業も併せて、施策の拡充を図っていくこととされている。

地域型保育事業の位置付け



地域子ども・子育て支援事業の対象範囲について

○地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の实情に応じて実施する以下の事業とする。なお、以下の対象事業の範囲は法定されている。

- ① 利用者支援 Ex. ネウボラ、子育てケアプラン
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 一時預かり
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ⑥ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑦ 子育て短期支援事業
- ⑧ 延長保育事業
- ⑨ 病児・病後児保育事業
- ⑩ 妊婦健診
- ⑪ 放課後児童クラブ
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新たな地域子ども・子育て支援事業

- 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）
 - 例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言等
- 児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）
 - 例）居場所の提供、食事の提供、生活リズムの調整、学習支援、関係機関との調整等
- 親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）
 - 例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ
- 妊婦等包括相談支援事業
 - 例）妊娠届出後の面談、妊娠8か月頃の面談、出生後の訪問
- 妊婦のための支援給付
 - ・妊婦に5万円支給（妊娠1回につき）
 - ・妊娠しているこどもの人数×5万円を支給（赤ちゃん1人につき）

認定こども園の創設とその後の状況

◇新制度後の認定こども園（2015年4月～）

就学前の教育・保育を一体として
捉え、一貫して提供する枠組み

認定こども園

保護者の就労の有無にかかわらず、
就学前の子どもに
幼児教育・保育を提供

すべての子ども・子育て家庭を対象
に地域における子育て支援を実施

新たな幼保一体認可施設

★施設型給付（個人給付）

1号子ども

2・3号子ども



0号子どもと保護者

認可幼稚園+認可保育所



単一の幼保一体認可

〔保育教諭〕

認可幼稚園

認可保育所

認可外保育施設

〔幼稚園教諭免許〕

and or

〔保育士資格〕

新制度外の幼稚園
（私学助成園）

幼稚園

- ・ 幼児教育
- ・ 満3歳～就学前
- ・ 預かり保育（+新2・3）
- ・ 子育て支援

1号子ども

新2・3号

保育所

- ・ 保育（養護+教育）
- ・ 0歳～就学前
（保育が必要な子）
- ・ 延長保育、一時預かり
- ・ 子育て支援

2・3号子ども

幼保連携型

幼稚園機能+保育所機能+子育て支援

幼稚園型

幼稚園+保育所的機能+子育て支援

保育所型

保育所+幼稚園的機能+子育て支援

地方裁量型

幼稚園的機能+保育所的機能+子育て支援

～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～

○ **令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は3つの柱を軸に推進する。**

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

【地域の課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故対策強化 等】

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

【こども誰でも通園制度、障害児・医療的ケア児等の受入強化、家族支援の充実 等】

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

【処遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援センターの機能強化、保育DX 等】

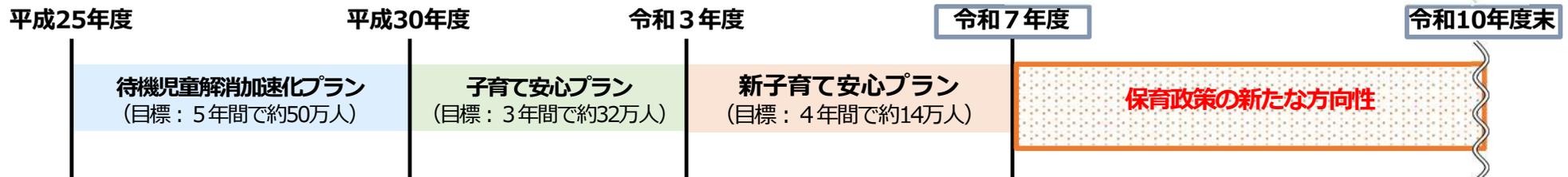
☞ 全国どこでも質の高い保育が受けられる

☞ 地域でひとりひとりのこどもの育ちと子育てが
応援・支援される

☞ 人口減少下で持続可能な保育提供体制を確保



待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」



- ・待機児童は保育の受け皿整備の推進等により大幅に減少【待機児童数 H29:26,081人→R6:2,567人】
- ・過疎地域などでは保育所における定員充足率が低下【定員充足率 R6:全国平均 88.8% 都市部 91.6% 過疎地域 76.2%】
→ 待機児童対策を中心とした「**保育の量の拡大**」からの転換
- ・全てのこどもに適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことを求める「こども基本法」の成立（R5.4.1施行）
→ 保育の必要性のある家庭を支えるのみならず、**全てのこどもと子育て家庭を支援することも重要に**

※「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた保育内容の在り方、人口減少下における保育人材の在り方等の長期的な課題についても、今後、検討を進める。

1. 地域のニーズに対応した質の高い教育・保育の確保・充実

- (例) ○地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策（計画的な施設整備や人材確保等）
○人口減少地域における保育機能の確保・強化（多機能化や統廃合にかかる取組等）
○保育提供体制の強化（職員配置基準の改善等）
○保育の質の向上、安全安心の確保（質の確保・向上の体制整備、虐待等の防止・対応の強化等）

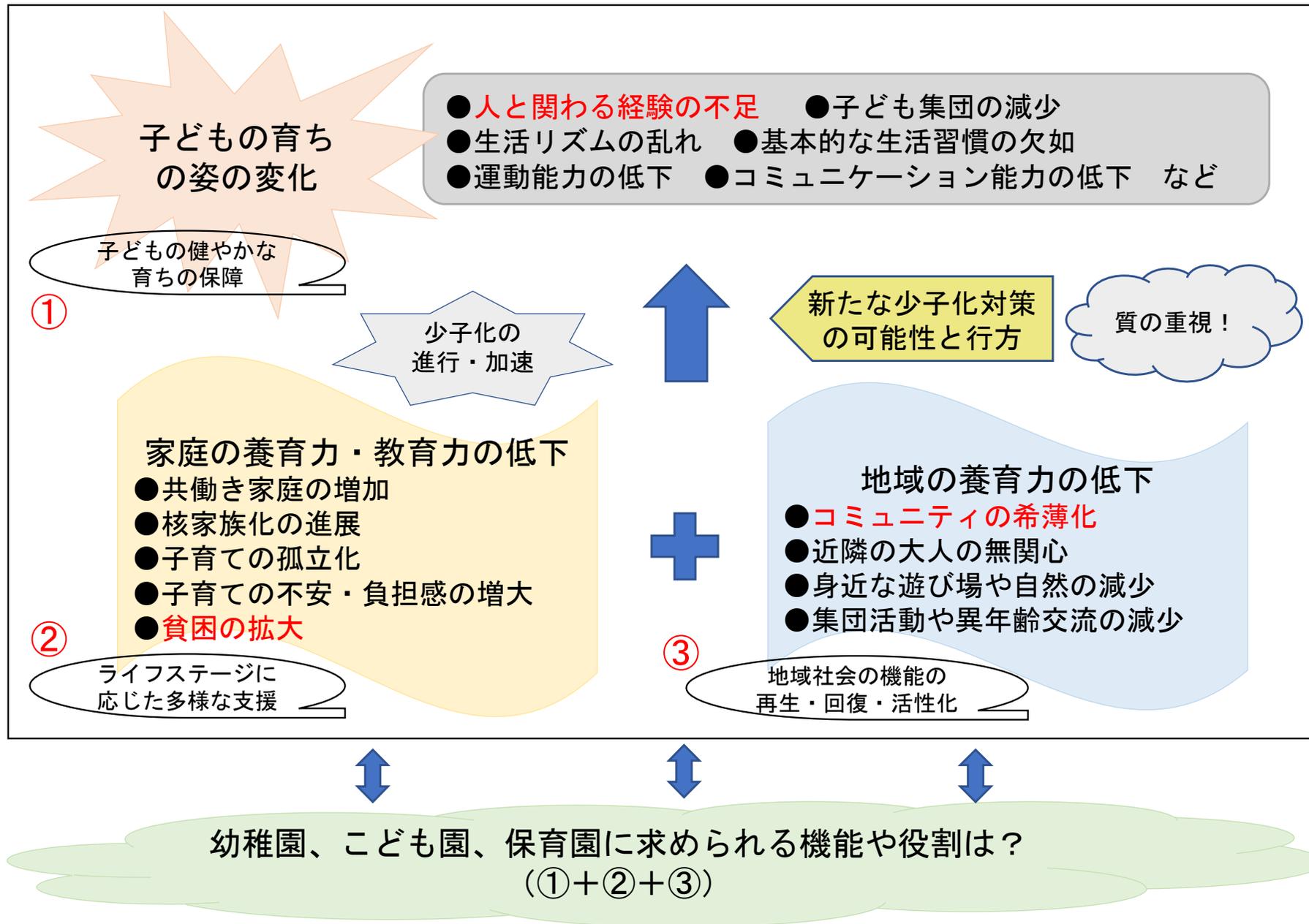
2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

- (例) ○こども誰でも通園制度の推進（制度の創設と実施体制の整備、円滑な運用や利用の促進等）
○多様なニーズに対応した保育の充実（障害児、医療的ケア児等の受入体制の充実等）
○家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進（相談支援、関係機関と連携した取組等）

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

- (例) ○保育士等の処遇改善（民間給与動向等を踏まえた改善、処遇改善等加算等）
○働きやすい職場環境づくり（保育補助者等の活用、保育士・事業者へのサポート充実等）
○新規資格取得と就労の促進（新規資格取得支援、就業継続支援の充実等）
○離職者の再就職・職場復帰の促進等（保育士・保育所支援センターの機能強化等）
○保育DXの推進による業務改善（保育所等におけるICT化等の推進、給付・監査業務や保活の基盤整備等）

子ども環境の変容 〈幼児教育・保育・子育て支援の今日的課題〉



【子どもの貧困問題と保育の可能性】

未就園児家庭
で広がる貧困

* 子どもの貧困を捉える多様な側面

- ・ 3つの側面から捉えた現代の貧困

「**経済的な貧困**」「**関係性の貧困**」「**経験の貧困**」 (社会的な孤立、見えない貧困)

- ・ 多面的な要素で捉えた貧困

「機会の貧困」「知識や情報の貧困」「文化の貧困」「言葉の貧困」「健康格差」など

* 貧困問題に対する保育政策（子ども・子育て支援政策）の方向性

- ・ 経済的な貧困 ⇒ 幼児教育・保育の無償化、各種現金給付、保護者の就労支援など
- ・ 関係性の貧困 ⇒ 就園を通じたつながり、子どもの居場所、多世代交流、保護者の脱孤立化など
- ・ 経験の貧困 ⇒ 遊び、体験的な学び、動植物との関わり、行事、食育、地域活動など

参考：子どもの貧困がもたらす社会的損失（15歳（2013年時点）の1学年のみ）

「子どもの貧困の社会的損失推計」の結果の整理表。（日本財団のレポートより）

* 1：上記の15歳は約18万人

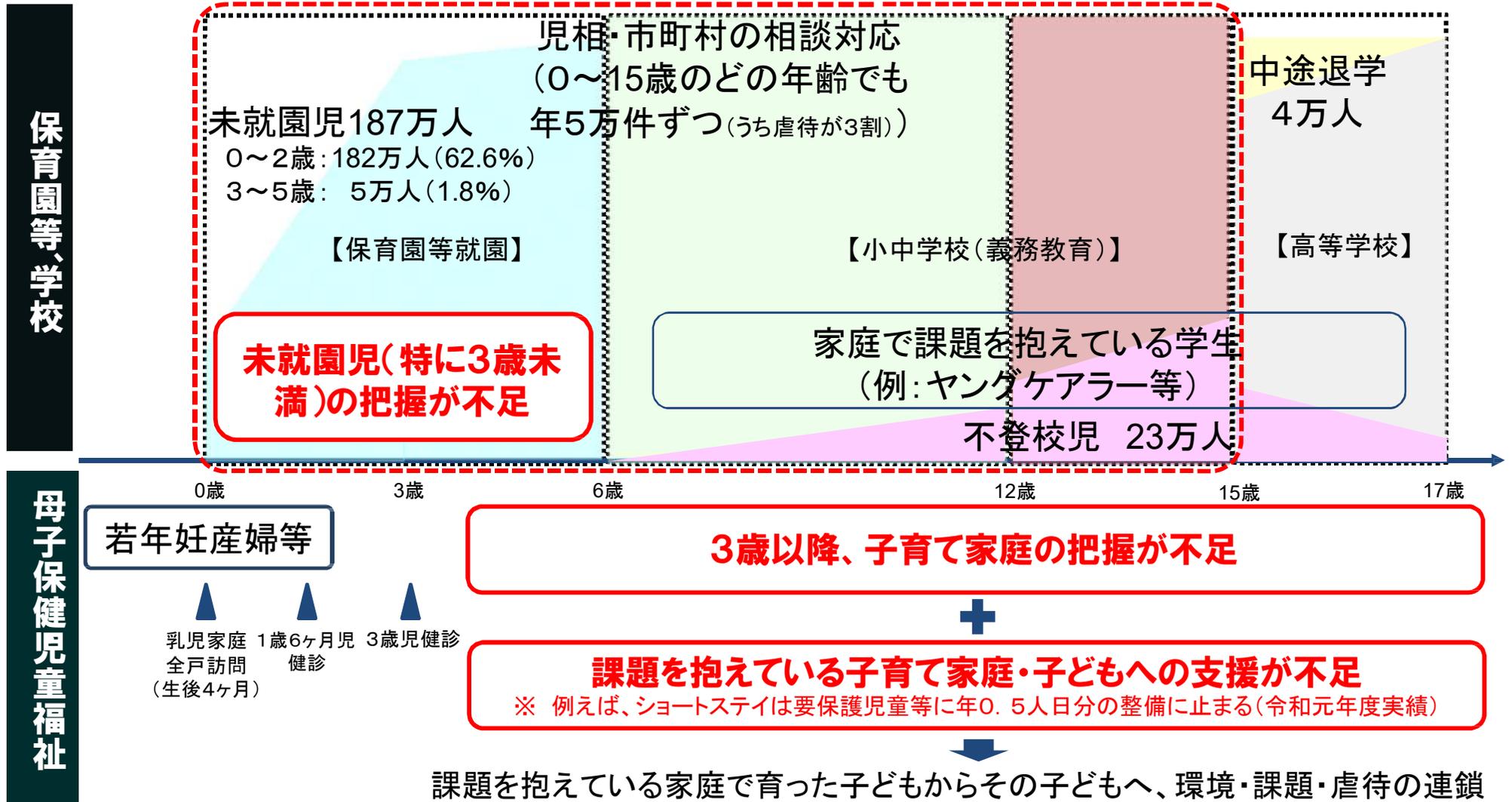
* 2：0～15歳の子ども約1760万人のうち貧困状態にある子ども約260万人では42.9兆円となる

シナリオ	所得	税・社会保障の純負担	正規職
現状シナリオ	22.6兆円	5.7兆円	8.1万人
改善シナリオ	25.5兆円	6.8兆円	9.0万人
差分	2.9兆円	1.1兆円	0.9万人

考えられる子ども家庭行政の今後の課題

令和3年4月23日
社会的養育専門委員会資料

課題は、①未就園児（特に虐待死亡事例が多い3歳未満）の把握が不足、②3歳以降の就学世帯を含めた子育て家庭の把握が不足、③課題を抱えている家庭や子どもに対する支援が不足、の3つ。
→ 結果として、課題を抱えている家庭で育った子どもからその子どもへ、環境・課題・虐待が連鎖。

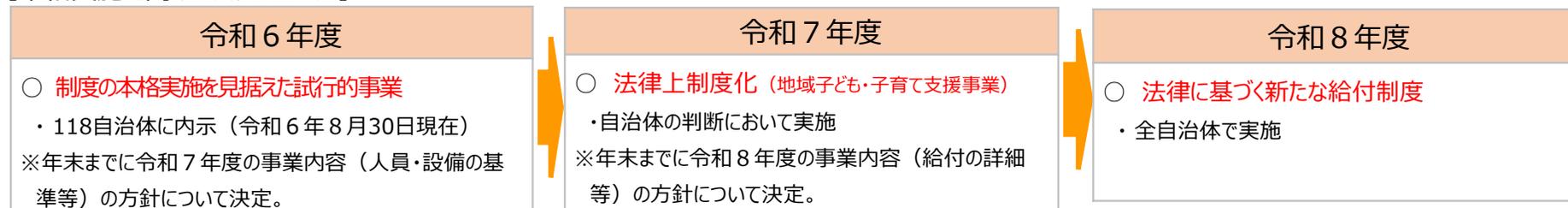


こども誰でも通園制度

- 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設【R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化】



【本格実施に向けたスケジュール】



令和7年度予算等における対応

- **令和7年度から、法律に基づく事業として実施**
 - ・利用可能時間（補助基準上の上限）：こども1人当たり10時間/月
 - ・人員配置基準：一時預かり事業と同様（年齢・人数に応じた配置とし、うち保育士2分の1以上）
 - ・補助単価：年齢ごとの補助単価を設定（0歳児:1,300円、1歳児:1,100円、2歳児:900円）
- **自治体・事業者等向けの手引の作成や、総合支援システムの構築等の準備を進める**

ポイント：制度の意義 (現時点での論点の整理)

基本的な考え方

- こども基本法（令和4年法律第77号）には、全てのこどもの権利を守ることが基本理念として定められており、保育所や認定こども園、幼稚園等（以下「保育所等」）に通っていないこどもを含め、全てのこどもの育ちを応援し、**全ての子育て家庭に対する支援を強化することは、こども基本法の基本理念を反映する意味でも極めて重要**である。
- 子育ての過程の中では「孤立した育児」となることも考えられ、不安や悩みを抱えている家庭は自らSOSを発することが難しいことも考えると、そうした世帯やこどもへの支援をより適切に、きめ細かく行っていくことも、併せて求められている。**こどもは保護者だけが育てるのではなく、社会の様々な人が関わり、社会全体で子育てを支えることが望ましい。**
- こども誰でも通園制度は、**月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず利用できる仕組みとして創設されるものであるが、その意義は、一時預かり事業のように、①家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児、②子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと思われる乳児又は幼児を対象に、一時的に預かり、必要な保護を行う（児童福祉法（昭和22年法律164号）の規定より）、いわば「保護者の立場からの必要性」に対応するものとは異なり、こどもを中心に考え、こどもの成長の観点から、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことを目的としているものである。**
- 現行の「子どものための教育・保育給付」と異なり、就労要件を問わず、保育所等に通っていないこどもも、保育所等で過ごす機会を保障し、支援していくということは、**従来の保育における大きな転換点**である。

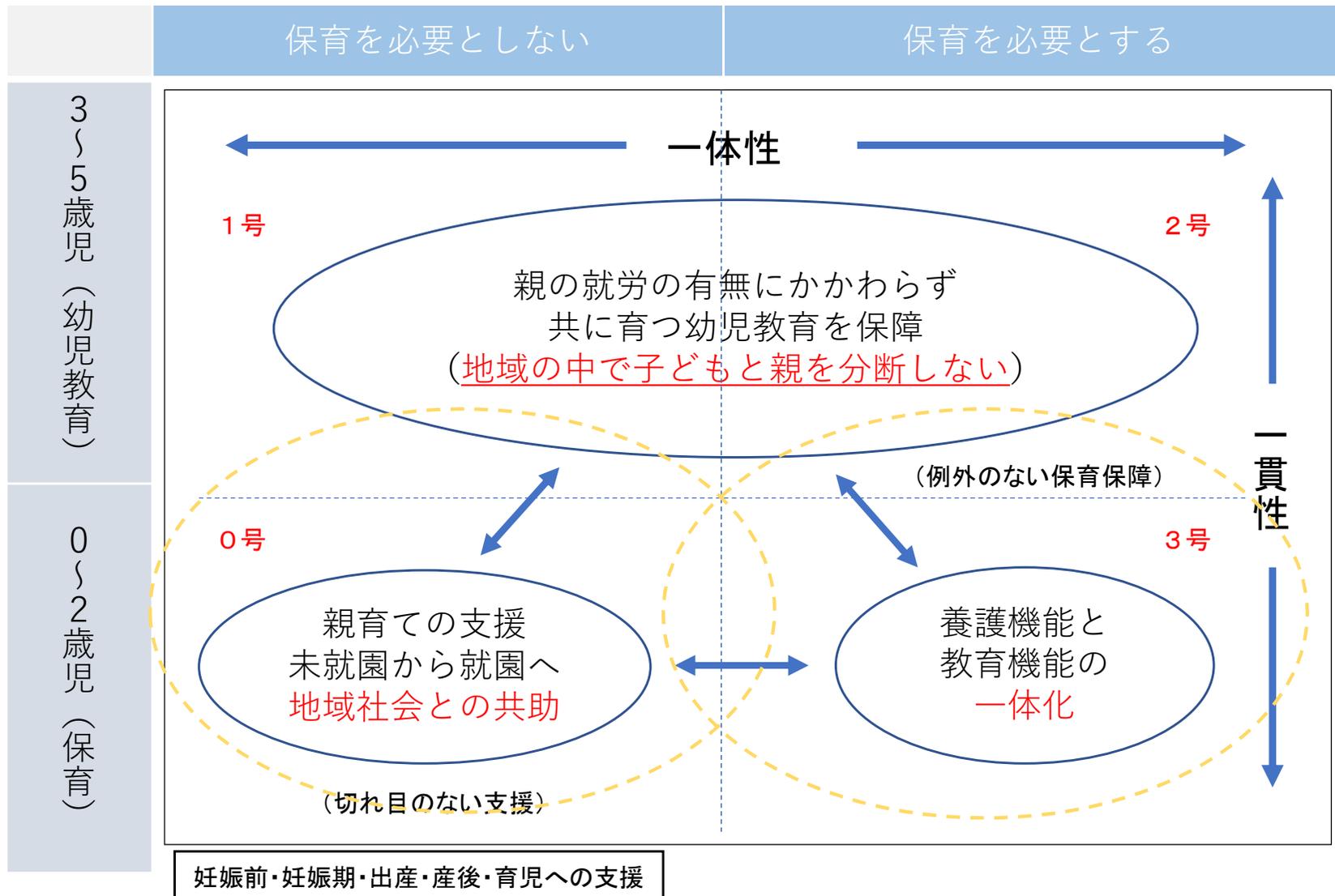
ポイント：制度の意義 (現時点での論点の整理)

こどもの成長の観点からの意義

- 在宅で子育てをする世帯のこどもも、こどもの育ちに適した人的・物的・空間的環境の中で、**家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られること**
- **こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場で、同じ年頃のこども達が触れ合いながら、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、ものや人への興味が広がり、成長していくことができること**
- こどもにとっては、年齢の近いこどもとの関わりは、社会情緒的な発達への効果的な影響など成長発達に資する豊かな経験をもたらすこと
- こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人からこどもの良いところや育っているところを伝えられる、こどものよさを共感してもらい、**保護者自身やこどもへの温かいことばや応援の声をかけられるなど、保護者が「家族以外の人自分たちを気にかけている」と実感できることは、こどもへの接し方が変わるきっかけとなったり、こどもについて新たな気づきを得たり、こどもの出来ていることを伝えてくれることで自信を回復することにもつながり、こどもの育ちや保護者とこどもの関係性にも良い効果があること**
- こうしたことを踏まえると、**こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」というサービスではなく、保護者とともこどもの育ちを支えていくための制度であることを確認しておく必要がある。**

《すべての子ども・子育て家庭への支援》

学びや発達の連続性、生活の連続性 ⇒ 小学校教育との接続、放課後児童対策



共通の幼児教育を保障 (発達の連続性)
園・家庭・地域の連携 (生活の連続性) **一体性**

未就園から就園への連携 (生活の連続性)
就園から卒園への接続 (発達の連続性) **一貫性**

地域社会 = 子ども・子育てにやさしいまち、高齢者・障害者にも

〔基礎自治体における子ども政策の課題〕

* 地域特性を十分に把握しているか

- ・ 子どもに関わる各種データの把握（過去、現在、未来）
- ・ 少子化に関わる各種データの把握（過去、現在、未来）
- ・ 地域社会資源の把握

* 新制度の理念を理解して事業計画を策定しているか

- ・ すべての子ども・子育て家庭への支援に向けて
 - 「例外のない保育保障」
 - 「切れ目のない支援」
 - 「子ども・子育てにやさしいまちづくり」
 - 「供給主体から需要主体への転換」 ⇒ 子ども・子育て会議の活用

* 地方版子ども・子育て会議を活用しているか

- ・ 需要側と供給側（ステークホルダー）で構成する会議体の設置
- ・ 事業計画作成に参画し、進捗状況を毎年度点検・評価

地方版子ども・子育て会議の役割とは何か（確認）

- * 特定教育・保育施設等の利用定員の設定に関して
 - ・ 新たな利用定員の設定について、市町村が「確認」を行うにあたって、事業計画の確保の内容と照らし、計画に沿って進めているかを確認する

- * 市町村事業計画の策定（及び変更）に関して
 - ・ 事業計画の策定や見直しにあたって、必要な検討・議論を行い、意見を聴取する
 - ・ 幅広い関係者が政策プロセスに、政策立案から実行、評価まで一貫して関与する

- * 実施状況の調査審議に関して
 - ・ 計画の推進に向けた具体的な展開について必要な検討を行うとともに、計画の進捗状況等の報告を受け、評価・検証を行う

- * 地方版子ども・子育て会議の意義
 - ・ 子育て当事者の参画をはじめ幅広い需給関係者の参画、関与
 - ・ 潜在的なニーズの把握、掘り起こし
 - ・ 需要主体の視点から計画の実効性の担保
 - ・ 関係当事者、事業者の利害調整、及び市民参画のモデル

【こども家庭政策に関する今後の課題】

* “0号認定” から捉えた子ども・子育て支援新制度

- ・ すべての出発点は“0号認定”から Ex. すべての子ども・子育て家庭への支援（供給主体から需要主体への転換）
- ・ 子どもの発達保障と親育て支援の総合的アプローチ Ex. 発達や生活の連続性、切れ目のない支援
- ・ 地域子育て支援と地域社会貢献の包括的アプローチ Ex. アウトリーチ型・連携型・ネットワーク型・地域共生型の支援

* 教育・保育の質とポスト待機児童時代の課題

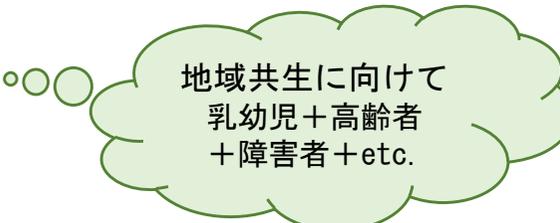
- ・ 教育・保育+子育て支援+地域共生に向けた包括的なアプローチ
- ・ 人口減少地域（供給過剰地域）での持続可能性と質 ⇒ 小規模多機能型、関連施設連携型、地域共生型など
- ・ 認定こども園を活用したSDGsの推進 ⇒ 包括的なアプローチと地域共生社会の構築
- ・ 保育の質を高めるための課題 Cf. 質の“見える化”と共有化



こども園から
“こども縁”へ

* 幼児教育・保育施設に求められる機能

- ・ 求められる包括性（インクルージョン）
Ex. 子どもや保護者と地域を分断しない役割
- ・ 求められる総合性（インテグレーション）
Ex. 養護機能と教育機能の一体化、保育と子育て支援の総合化
- ・ 求められる双方向性（インタラクション）
Ex. 園と保護者の協働性、地域社会との共助の構築、子どもと保育者との関わり方



地域共生に向けて
乳幼児+高齢者
+障害者+etc.

☆ 3つの機能を軸にしたユニバーサル・サービスへ

〔まとめ：これからの“保育”の役割〕

* 子ども環境の機能低下にどう対応するか

- ・ 子どもの育ちの変化 ⇒ 家庭や地域社会という子ども環境の劣化
- ・ 家庭の機能低下 ⇒ 子育ての孤立化、子育て力の低下
- ・ 地域社会の機能低下 ⇒ コミュニティや関係性の希薄化
- ・ 子ども環境の機能の再生 ⇒ 包括的な地域子育て支援

子どもの貧困

Ex. アウトリーチ、つながり、支え合い

* 少子化対策における“保育”の役割（主に質的対応）

- ・ すべての子どもに質の高い保育の提供
- ・ 子育て家庭への支援（両立支援、親育ちの支援）
- ・ 未就園児家庭も視野に入れた包括的な地域子育て支援

多機能化の視点とは

全児童家庭対策

子育ての負担軽減、子育てに夢や希望

未来の担い手＝健やかな育ちの保障

新たな全児童家庭対策へ

＝こども家庭庁

保育DXの目指すべき姿

As is

To be

保育施設職員



給付請求や監査の書類作成等の事務負担が大きい

- 給付請求や監査等の場面で、保育施設は**多くの書類作成**が必要であり、保育士等の事務負担が大きい
- 自治体により書類様式が異なる**ため、複数の自治体で事業を行っている事業者にとっては対応が大きな負担
- 保護者からの施設見学予約や問合せへの**電話対応に時間を要する**
- 市区町村と都道府県で求められる**項目が重複するケース**もある



オンラインでのデータ連携により、アナログでの書類作成を不要に

- 給付・監査等に必要な情報を、施設管理プラットフォームに入力・アップロードすることにより、アナログでの**書類作成を不要に**
- 給付・監査業務の**標準化を進め**、一度入力した情報を再度別の報告で入力する必要や、各自治体独自の様式に対応する必要も不要に
- 施設見学予約のオンライン化により、保護者からの日中の**電話対応の負担が軽減**
- 保育施設の**事務負担を軽減**することで、**こどもと向き合う時間を確保**

自治体職員



提出された書類の審査やシステムへの入力作業等の業務負担が大きい

- 保育施設から提出された書類から必要な情報を抜き出して自治体の業務システムへ転記するための**入力やチェック作業に多くの時間を要する**
- 誤りや記入漏れがあった場合の**施設とのやり取り**や、入所手続や制度、施設情報等に関する**保護者からの個別の問合せ対応にも多くの時間を要する**



入力・審査業務の負担軽減

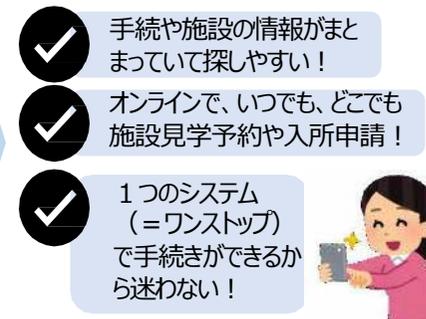
- 保育施設から施設管理プラットフォームにアップロードされたデータを、自治体の業務システムに自動的に取り込むことで、業務システムへの**入力作業の負担軽減**
- 施設管理プラットフォームにおいて、給付計算等の**サポート機能を一元的に提供**することで、自治体職員の**チェック作業を省力化**するとともに漏れ・誤りを防止
- 必要な保活情報を保護者が簡単に入手可能となることで、**個別の問合せが減少**
- 自治体担当者の事務負担を軽減し、**保育の質の向上に関わる業務に注力**

子育て世帯



保活の負担が大きい

- 手続や施設の情報に散逸しているため、必要な**情報収集に手間と時間が掛かる**
- 施設見学は開園時間中に電話で予約**することが必要なため、子育てで忙しい中大きな負担
- 申請書への手書きでの記入や、提出のために妊娠中や子連れで窓口を訪問する必要があるので、**入所申請手続が負担**



保活の手続がワンストップで完結

- 以下の**保活の手続が全てオンライン・ワンストップ**で可能に
 - ①保活情報収集
 - ②施設見学予約
 - ③入所申請
- 保護者の負担を軽減**し、子育てと仕事・家事との両立に向けた不安感やストレスを軽減

保育DXによる現場の負担軽減

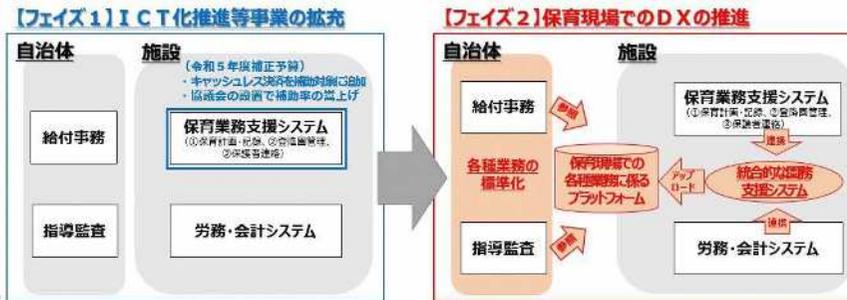
課題

- 保育施設のICT導入は限定的で、手書き、アナログの業務も多い。
- 給付・監査の事務で、多くの書類作成を求められている。
- 自治体によって、書類の様式も異なる。
- 自治体においても、多くの書類の管理や煩雑な審査が必

対策

保育業務のワンズオンリー実現に向けた基盤整備

- ◆ 保育施設のICT導入や業務支援アプリの活用を推進。
 - ◆ 給付・監査の事務の標準化を進めて、**保育施設・自治体の間でオンライン手続を行うための施設管理プラットフォーム**（※）を整備。
- （※）国がガバメントクラウド上で稼働する共通システムを整備し、各自治体はそれを利用することを想定。
- ◆ 保育施設は、**業務支援システムから、施設管理プラットフォームに必要な情報を提出**、自治体は、**施設管理プラットフォームを参照して、各種事務を効率的に処理**。
 - ◆ デジ田交付金TYPE Sを活用して保育業務のワンズオンリーを試行。



効果

- 事務の効率化により、**保育士等がこどもと向き合う時間を確保**。
- 保育施設の**人材確保や働き続けやすい職場づくり**を支援。
- 自治体の負担軽減により、**保育の質の向上**に関わる業務に注力。

- **情報収集、見学予約、窓口申請等の手続がバラバラ**で煩雑。
- **入所決定に多くの時間を要**するため、入所に向けた準備の支障に。
- 保育施設では、**見学予約に電話**で対応。
- 自治体の、**保育認定、点数計算、施設割振等の事務が煩雑**。

保活ワンストップシステムの全国展開

- ◆ **入所申請や届出情報の標準化**を進めて、**保護者・保育施設・自治体の間で保活に関する情報を受け渡しするための連携基盤を整備**。
- ◆ 保護者は、情報収集、見学予約、窓口申請等の一連の保活手続を、**スマホからのワンストップ・オンライン**で完結。
- ◆ 自治体は、**オンライン申請された情報を業務システムに取り込む**ことで業務効率化。
- ◆ デジ田交付金TYPE Sを活用して保活ワンストップを試行。



保護者の保活手続を効率化

- 保活での**保護者の不安やストレスを軽減**。
- 保育施設では、**見学予約をオンライン受付**。
- 自治体の業務効率化により、**入所決定までの期間を短縮**。
- マッチング精度の向上と自治体事務の迅速化により、**入所施設への利用満足度を向上**。

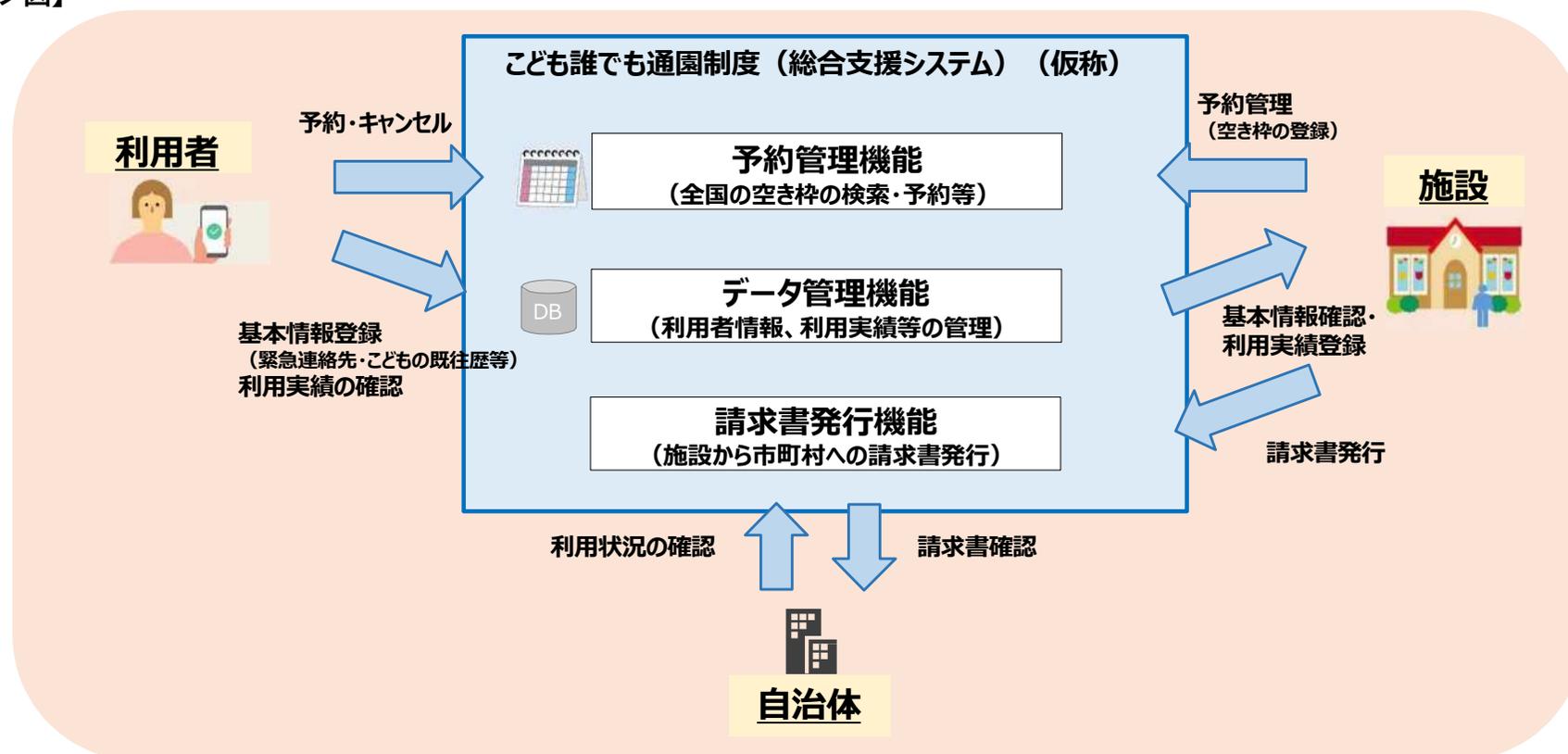
参考

論点

○ こども誰でも通園制度に係るシステムの構築について

- こども誰でも通園制度について、制度の円滑な利用や、コスト・運用の効率化を図るため、全国全ての自治体で実施するものであることから国が基盤を整備し、各地方公共団体・施設・利用者が利用する形態をとることを基本と考えている。
- 具体的には、①利用者が簡単に予約できること（予約管理）、②事業者がこどもの情報を把握したり、市町村が利用状況を確認できること（データ管理）、③事業者から市町村への請求を容易にできること（請求書発行）の3つの機能を実現できるシステムの構築を検討する。

【イメージ図】



【参考】吉田正幸プロフィール

○略歴

大阪大学人間科学部卒業。

(株)保育システム研究所 代表取締役（現在）、保育専門誌『遊育』発行人（～令和5年3月）

大妻女子大学大学院非常勤講師（保育マネジメント特論、2009～2023年度）

○審議会など

内閣府：認定こども園制度の在り方に関する検討会委員

厚生労働省：社会保障審議会少子化対策特別部会委員

経済産業省：保育現場のICT化・自治体手続等標準化検討会座長

厚生労働省：保育士等確保対策検討会副座長

厚生労働省：保育の現場・職業の魅力向上検討会副座長

こども家庭庁：子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する専門家会議座長

厚生労働省：「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会構成員

など歴任

京都市はぐくみ推進審議会特別委員（幼保推進部会委員）

品川区児童福祉審議会保育部会長

板橋区子ども・子育て会議副会長

あきる野市子ども・子育て会議委員長

福山市少子化対策専門家会議委員

こども家庭庁：子ども・子育て支援推進調査研究事業企画評価委員会委員長

こども家庭庁：企業主導型保育事業点検・評価委員会座長

こども家庭庁：子ども・子育て支援システム標準化検討会座長

こども家庭庁：こども・子育て支援の地域分析に関する調査研究検討委員会座長

など現在

○著書（共著・分担執筆、監修を含む）

「保育所と幼稚園～統合の試みを探る」（フレーベル館、2002）

「幼保一体化から考える～幼稚園・保育所の経営ビジョン」（ぎょうせい、2005）

「次世代の保育のかたち」（フレーベル館、2010）

「選ばれる園になるために～変革のビジョンと実践」（世界文化社、2013）

「認定こども園の未来～保育の新たな地平へ」（フレーベル館、2016）

「認定こども園白書」（中央法規出版、2022、2024）

など

○その他

参議院文教科学委員会で認定こども園法の参考人意見陳述。

参議院「社会保障と税一体改革特別委員会」公聴会で公述人意見陳述。

衆議院内閣委員会で子ども・子育て支援法及び児童手当法一部改正の参考人意見陳述。

NHK「クローズアップ現代」「ナビゲーション」「視点・論点」のゲスト解説等に出演。